

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査に関する訓令

(平成4年6月5日警察本部訓令第10号)

〔沿革〕平成5年7月警察本部訓令第12号、6年5月第11号、10月第18号、7年5月第14号、18年3月第9号改正

〔概要〕

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査に関する訓令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定による命令（法第15条第1項の規定による命令を除く。以下同じ。）をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為（以下「違反行為」という。）に関する事実の調査（法の規定による命令をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りを含む。以下「調査」という。）について、その手続その他必要な事項を定めるものであり、調査については、他の特別の定めがある場合を除くほか、この訓令に定めるところによる。